

感電災害を防ぐために

移動式クレーン・コンクリート圧送車等をご使用される皆さまへ



推薦 東京労働局
一般社団法人日本クレーン協会
公益社団法人ボイラ・クレーン安全協会
一般社団法人全国クレーン建設業協会
東京都コンクリート圧送協同組合



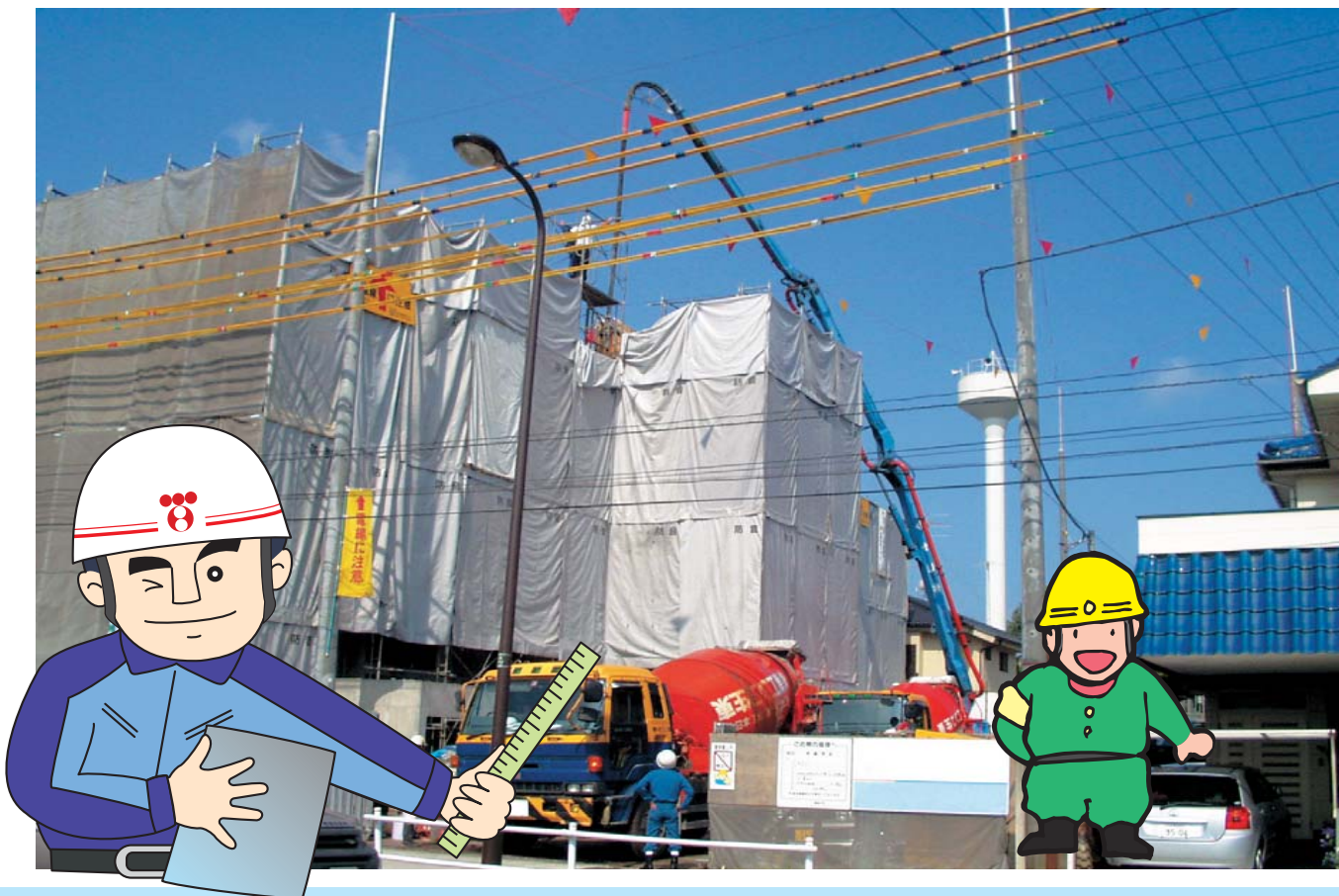
東京電力

TEPCO

お近くの東京電力へ

電線の付近で移動式クレーン、圧送車等を使用される
ときは、必ずお近くの東京電力へ連絡をお願いします。

《その1本の電話が、事故・災害を防ぎます》



◆電線の近くで作業をされる場合には感電をさけるために

- 電力会社と作業計画の事前打ち合わせを行うこと
- 関係作業者に対し、感電の危険性と作業標準を周知徹底させること
- 電線に対して、安全な離隔距離を保つこと
- 監視責任者を配置すること
- 危険を防止するための囲いを設けること
- 当該電線路に絶縁用防護管を装着すること

などが **労働安全衛生規則・行政指導通達** で皆さまに義務づけられております。

◆そこで東京電力では移動式クレーン、圧送車等を使用されて作業される皆様方に

- クレーン、圧送車等と電線の間にはどのような危険が潜んでいるのか
- 具体的にどのように感電災害を防ぐか

について作業箇所に伺い、お打ち合わせを行い、感電災害の防止に協力させていただきます。

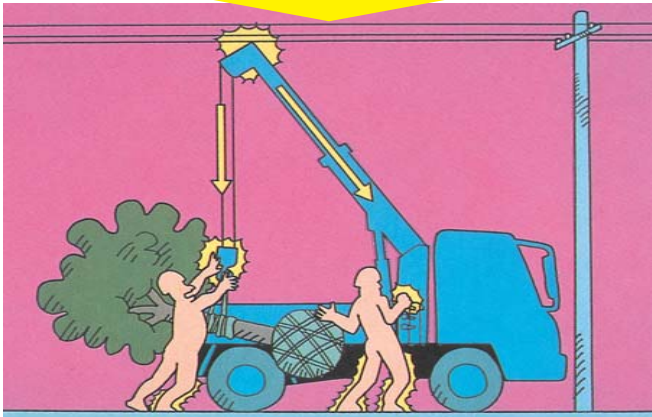
※当社からのお願いに、ご協力いただけない場合には、所轄の労働基準監督署に連絡させていただくことがあります。

あっ危ない!!



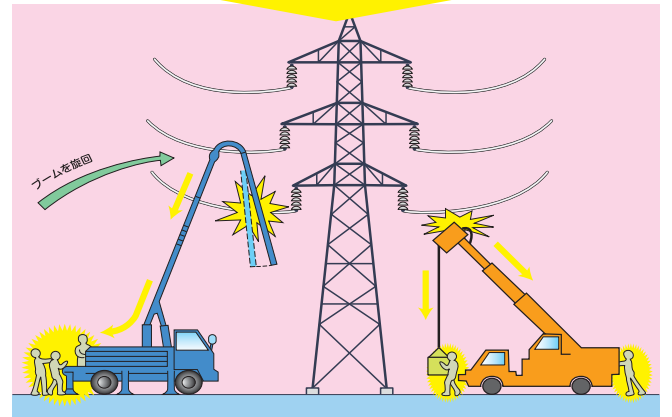
電線(配電線)に**接触**すると

車体やワイヤーなどを伝って電気が流れ、感電してしまいます



電線(送電線)に**接近**すると

電線に近づいただけで放電がおり電気が流れ、感電してしまいます



電 撃



火 傷



心 臓 麻 痺



感電時の着用衣服

作業者の感電災害・停電事故を引き起こします



一般家庭の停電



オンラインの停止に伴う混乱



患者生命への影響

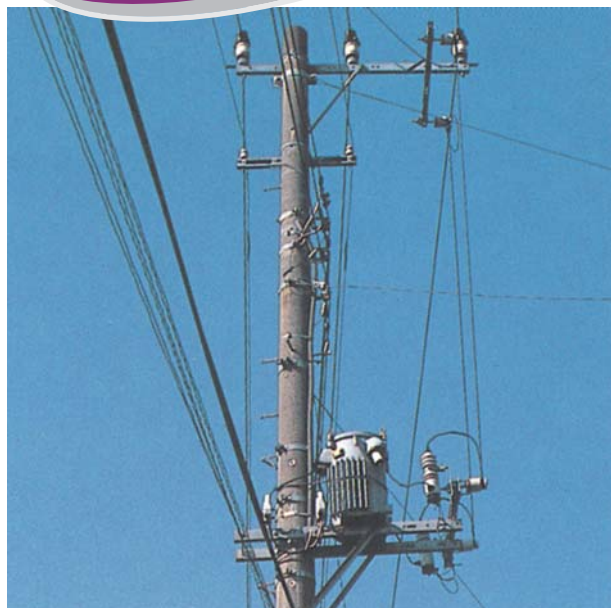


地下街のパニック



交通機関の混乱

〈配電線〉



配電線を支える支持物は主にコンクリート柱が使われています。

電柱付近で作業をする場合は

◎接近を防止する目印として、電線に防護管を取り付ける必要があります。

- ・防護管取り付け後も、安全な離隔距離の確保をお願いします。
- ・充電線路接近作業となるため、東京電力にて無償で取り付けます。
- ・お申し込みから取り付けまで、1~2週間程度かかります。
- ・建設工事用防護管は、お客さまに御用意いただきます。

	電 圧	東京電力がお願いしている安全な離隔距離
配電線	100 V・200 V	2 m
	6,600V	2 m
送電線	22,000V	3 m
	66,000V	4 m
	154,000V	5 m
	275,000V	7 m
	500,000V	11 m

送電線付近で作業する場合は

◎接近を防止する目安として、防護施設ならびに注意標識類を設置する必要があります。

- ・送電線は裸線のため、接近するだけで、感電する恐れがあります。
- ・送電線は電圧が高いため、防護管の取り付けができません。
- ・送電線への接近を防止するには、作業現場の上空に、目安となるネットやロープ等の防護施設を設置することが、最も有効な安全対策です。
- ・感電防止措置はお客さまで対策を講じることが、労働安全衛生規則第349条等で義務づけられています。

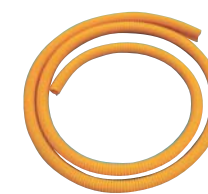
〈送電線〉



送電線は高い電圧の電気を流しておりますので、電線を支える支持物は、主に鉄塔が使われています。



防護管等の取り付け作業



ジャバラ管



建設工事用シート



建設工事用防護管

注意標識の設置例



防 護 ネット



防 護 ゲート



標 識 類

さらに



電線との間に安全な距離を保つために、専任の監視人を置いてください。

オペレーターや合図する方は、どうしても吊り荷の動きに気を取られがちになりますので、電線に対する注意がおろそかになりやすく、また、離隔距離の目測を誤ったりしやすいものです。



忘れてならないのが、アースの取り付けと転倒防止です。

アースは、万一の事故のときに電気を地面に逃がし電気ショックをやわらげるはたらきをします。なお、このアース線は、断面積が22mm²程度の太さをもった電線が必要です。また、労働安全衛生規則第173条及びクレーン等安全規則第69条~第70条の5によるものなど、転倒防止措置を施して下さい。

掘削される場合には

地面の下にも、電線(ケーブル)が埋設されている可能性があります。

お近くの東京電力へ連絡をお願いします。

もし災害が発生したら

①万一災害が発生した場合は、



大声で災害発生をまわりの人たちに知らせて下さい。

吊り荷や車体などには絶対触ってはいけません。

運転席が設置されているクレーンなどでは、玉掛作業員や補助者の感電災害が拡大しないようにオペレーターはあわてずに、**接近・接触している部分を電線から遠ざけてください。**

一旦電気が止まっても再送電される場合があるため、**車上から降りる際はステップ、キャタピラなどを伝って降りずに、なるべく跳び降りるなど人体が電気回路にならないよう注意してください。**



地上で操作するタイプの積載型トラッククレーンなどでは、オペレーターも感電する危険が高くなります。

クレーンなどには一切手を触れず、**ただちに警察署、消防署、東京電力など関係箇所に通報してください。**



②負傷者がいた場合、

一刻も早く応急措置をとってください。

特に感電して気を失っている場合には、**機を失せず人工呼吸や心臓マッサージが必要です。**



③電線が切れた場合、

一旦停電したとしても、すぐに送電される場合があるので、電線にはいつも電気が流れているものと考えて近づかないようにして下さい。

ただちに東京電力へ通報してください。

④幸いにして負傷者が出なかったとしても、

電線に接触したり、接近しすぎて「ファン」という電撃音が聞こえた場合は、停電が発生するとともに電線が損傷している場合があります。

かならず東京電力へ通報してください。



あとには

適切な安全措置をとらずに、人身災害や物損事故を起こしたとき…

- ・業務上過失致死傷や労働安全衛生法違反等により、懲役や罰金を科せられることがあります。
- ・送電配電設備に被害を与えた場合は、設備の復旧に要した費用やその被害に起因して発生した停電等による損害を賠償する責任を負います。

過去の感電事故例

作業中の感電事故で
 の業者書類送検
 労働基準監督署は二十五日、 町 で先月十八日に護岸工事中の作業員三人が送電線に触れ感電、手足にやけどを負った事故で、請負会社の 町、 建設工業と同社の 代表(三七)を労働安全衛生法違反の疑いで 地検に書類送検した。
 調べによると同社は、護岸工事でコンクリート打ちの作業中、送電線近くで移動式クレーンを使って作業していたにもかかわらず、監視人を置かなかつたり、感電を防止するための安全措置を怠るなど、必要な安全義務を怠っていた。

■上記感電災害は、感電負傷者を出しただけでなく、13,400戸が停電しました。

東京電力・関連会社の連絡先(受持区域別事業所一覧)

工事施工場所	東京電力株式会社 (TEPCO)				関連会社					
	支店	支社	月～金 8:40～17:20		配電工事会社					
			配電線に係わる場合	送電線に係わる場合	月～金 8:40～17:20	配電線の取り扱い(防護管取付・取外)				
千代田区, 中央区	東京支店	銀座	港制御所 配電保守グループ	03-6374-3802	—	—	東京カスタムセンター(第2)	0120-995-006	① 配電線の取り扱い(防護管取付・取外)	03-3451-7067
港区 ※1				—	—	—	—	—	—	—
江東区		江東	墨東制御所 配電保守グループ	03-6375-2187	—	江東支社	03-6375-3100	—	—	—
江戸川区					—	江戸川営業センター送電保守グループ	—	—	—	—
墨田区		上野	上野制御所 配電保守グループ	03-6375-3882	—	上野支社	03-3838-9198	—	—	—
台東区, 荒川区					—	葛飾営業センター送電保守グループ	—	—	—	—
足立区		大塚	板橋制御所 配電保守グループ	03-6375-7181	—	—	—	—	—	—
葛飾区					—	—	—	—	—	—
文京区, 豊島区		荻窪	練馬制御所 配電保守グループ	03-6375-8726	—	荻窪支社	03-3335-3005	—	—	—
北区					—	送電保守グループ	—	—	—	—
板橋区		新谷	世田谷制御所 配電保守グループ	03-6374-6237	—	—	—	—	—	—
練馬区					—	—	—	—	—	—
中野区, 杉並区		品川	大田制御所 配電保守グループ	03-6374-7767	—	世田谷営業センター送電保守グループ	03-5450-5108	—	—	—
新宿区					—	—	—	—	—	—
渋谷区		島嶼業務センター	大島事務所	04992-2-2341	—	—	—	—	—	—
世田谷区					—	—	—	—	—	—
品川区, 目黒区 ※2		武蔵野	武蔵野制御所 配電保守グループ	0422-57-2431	—	武蔵野支社	042-361-2426	—	—	—
大田区					—	—	—	—	—	—
大島町, 利島村		立川	立川制御所 立川地域配電保守グループ	042-848-7832	—	立川支社	042-848-7820	—	—	—
新島村, 式根島村					—	—	—	—	—	—
神津島村		八王子	八王子制御所 八王子地域配電保守グループ	042-641-7140	—	八王子支社	042-641-7045	—	—	—
三宅村, 御蔵島村					—	—	—	—	—	—
八丈町, 青ヶ島村		多摩支店	立川制御所 立川地域配電保守グループ	042-848-7832	—	—	—	—	—	—
小笠原村					—	—	—	—	—	—
東久留米市, 西東京市, 武蔵野市, 三鷹市(東八道路以北)	立川	立川制御所 立川地域配電保守グループ	042-848-7832	—	—	—	—	—	—	
小平市, 清瀬市, 小金井市(JR中央線以北)				—	—	—	—	—	—	—
調布市, 狛江市, 三鷹市(東八道路以南)	立川	立川制御所 立川地域配電保守グループ	042-848-7832	—	—	—	—	—	—	
府中市, 小金井市(JR中央線以南)				—	—	—	—	—	—	—
武蔵村山市, 立川市, 国分寺市, 東村山市, 東大和市	立川	立川制御所 立川地域配電保守グループ	042-848-7832	—	—	—	—	—	—	
昭島市, 国立市				—	—	—	—	—	—	—
青梅市, 瑞穂町, 奥多摩町, (山梨県)丹波山村, 小菅村	八王子	八王子制御所 八王子地域配電保守グループ	042-641-7140	—	八王子支社	042-641-7045	—	—	—	
羽村市, 福生市, あきる野市, 日の出町, 檜原村				—	—	—	—	—	—	—
日野市, 八王子市	八王子	八王子制御所 八王子地域配電保守グループ	042-641-7140	—	八王子支社	042-641-7045	—	—	—	
町田市, 多摩市, 稲城市				—	—	—	—	—	—	—

労働基準監督署連絡先一覧(2015.1 現在)

管轄	署名	連絡先
千代田区, 中央区, 文京区, 大島町, 八丈町, 利島村, 新島村, 神津島村, 三宅村, 御蔵島村, 青ヶ島村	中央	安全衛生課 03-5803-7382
台東区	上野	03-3828-6711
港区	三田	安全衛生課 03-3452-5474
品川区, 目黒区	品川	安全衛生課 03-3443-5743
大田区	大田	安全衛生課 03-3732-0175
渋谷区, 世田谷区	渋谷	安全衛生課 03-3780-6535
新宿区, 中野区, 杉並区	新宿	安全衛生課 03-3361-3974
豊島区, 板橋区, 練馬区	池袋	安全衛生課 03-3971-1258
北区	王子	03-3902-6003
足立区, 荒川区	足立	03-3882-1187
墨田区, 葛飾区	向島	安全衛生課 03-5819-8731
江東区	亀戸	安全衛生課 03-3637-8131
江戸川区	江戸川	03-3675-2125
八王子市, 日野市, 稲城市, 多摩市	八王子	042-642-5296
立川市, 昭島市, 府中市, 小金井市, 小平市, 東村山市, 国分寺市, 国立市, 武蔵村山市, 東大和市	立川	安全衛生課 042-523-4473
青梅市, 福生市, あきる野市, 羽村市, 西多摩郡	青梅	0428-22-0285
武蔵野市, 三鷹市, 調布市, 西東京市, 狛江市, 清瀬市, 東久留米市	三鷹	0422-48-1161
町田市	町田(支署)	042-724-6881
小笠原村	小笠原総合事務所	04998-2-2102

※1 台場の取扱いは①の配電工事会社

※2 東八潮の取扱いは①の配電工事会社

☆各事業所の詳細につきましては、電話でお問い合わせ下さい。
また、東京電力株式会社ホームページ
<http://www.tepco.co.jp/> <電気料金・各種手続き> <事業所一覧>でも、ご覧いただけます。